

## 増値税法に関連する通達の解説(二)

# 課税対象、優遇政策の経過措置、売上高の 計算、小規模納税者の課税最低ラインなど を明確化

2026年2月

第2号

### 概要

「中華人民共和国増値税法」<sup>1</sup>(以下、「増値税法」)の正式な施行に伴い、増値税の税制改革は全面的な実施・具体化に向けた重要なフェーズに入りました。このたび、財政部と国家税務総局は連名で、増値税法に関連する多くの通達を相次いで公布しました。これらは政策面と徴税管理面から増値税に関する多くの核心的な課題に焦点を当てています。これらの関連する通達は、「増値税法」の原則的な規定を具体化・実現すると同時に、現行の増値税徴税管理実務を継承・最適化するものです。

本稿では、そのうち増値税の課税対象、優遇政策の経過措置、売上高の計算、小規模納税者の課税最低ラインに関するいくつかの重要な通達について、その核心的な内容と実務上の影響を分析します。納税者が内容をより一層理解、把握する上での一助となれば幸いです。

# 詳細内容

## 一、通達の要点

付帯通達	通達の概要
<p>「国家税務総局 一般納税者の登記管理に係る事項に関する公告」<sup>2</sup>(国家税務総局公告[2026]2号。以下、「2号公告」)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 自然人及び基準を満たす非営利団体などの場合を除き、連続する12か月または4四半期以内の経営期間において増値税課税対象の売上高が合計500万元を超える場合に、増値税納税者の一般納税者としての登記を義務化。</li> <li>✓ 納税者が自主的に補正・訂正した売上高、またはリスク管理上の検査及び税務調査による追徴などで調整された売上高は、納税義務の発生時期に基づき、対応する税務上の帰属期間における売上高として計上する必要があることを明確化。</li> <li>✓ 一般納税者の効力発生日及び一般納税者登記手続の完了期限に関する要件を明確化。</li> </ul>
<p>「財政部、国家税務総局 具体的な増値税課税対象に係る事項に関する公告」<sup>3</sup>(財政部、国家税務総局公告[2026]9号。以下、「9号公告」)</p>	<p>具体的な増値税課税対象を明確化。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 9%の増値税率が適用される貨物の対象</li> <li>✓ サービス、無形資産、不動産販売に関する解釈</li> </ul>
<p>「財政部、国家税務総局 増値税施行後における増値税優遇政策の経過措置事項に関する公告」<sup>4</sup>(財政部、国家税務総局公告[2026]10号。以下、「10号公告」)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 小規模納税者における増値税の課税最低ライン、増値税免税項目、簡易課税方式を適用して3%、5%またはそれ以下の増値税率で課税する項目、差額課税の適用対象、増値税の即時徴収・即時還付政策、優遇項目の継続状況など、増値税優遇政策の経過措置を明確化。</li> <li>✓ 長年にわたり分散されていた増値税関連政策の通達に関して、10号公告では「増値税法」施行前の税制優遇措置について体系的に整理・調整を行い、「長期有効、期限付き有効(適用期間は2026年1月1日～2027年12月31日)、直接廃止」の3種類に分類、統合。</li> <li>✓ 10号公告では列挙方式を採用し、現行有効な増値税優遇政策の範囲を明確化。2025年12月31日までに制定、公布された通達で規定されているものの、列挙項目に含まれていない国内の増値税優遇政策が今後無効となることを明確化。</li> </ul>
<p>「国家税務総局 課税最低ラインなど増値税の徴税管理事項に関する公告」<sup>5</sup>(国家税務総局公告[2026]4号。以下、「4号公告」)</p>	<p>徴税管理類に関連する通達。小規模納税者における増値税の課税最低ラインに関する徴税管理事項を明確化。</p>
<p>「財政部、国家税務総局 増値税の課税取引の売上高の計算基準明確化に関する公告」<sup>6</sup>(財政部、国家税務総局公告[2026]12号。以下、「12号公告」)</p>	<p>特定の課税取引において差額で売上高を計算する政策基準を明確化。</p>

## 二、具体的な増値税課税対象

9号公告の2つの付録は、「増値税法」施行後における課税対象を明確化する根拠として、全体的に「継続＋規範化」を主な特徴としています。

付録1の「9%の増値税率が適用される貨物の対象に関する注記」では、20種類の大分類貨物対象について注釈を示し、詳細な表現を最適化、整備するとともに、農産物、食用植物油、飼料、農業機械などを含む、9%の増値税率が適用される多くの貨物対象についても、部分的な調整と明確化を行いました。

また、付録2「販売サービス、無形資産、不動産の注記」の主な変更点は以下のとおりです。

- 「加工修繕サービス」、「現代サービス」及び「生活サービス」を、「生産生活サービス」に統合。
- 「通信サービス」の内容をわずかに調整し、「モバイルデータ通信サービス、SMS 及び MMS、インターネットブロードバンド接続サービス」を「基本通信サービス」に組入れ。
- 「貨物輸送代理サービス」の定義を修正し、「代行」の概念をより強調。
- 「無形資産販売」定義を拡張し、包括条項として扱う「その他資本性無形資産」を「その他無形資産」に改めたうえで、「その他無形資産」に含まれる範囲に「その他の物理的形態を持たないが、経済的利益をもたらす資産」の記述を追加し、適用範囲を拡大(例:デジタル資産など)。
- 「宅配サービスなどに係る増値税政策に関する公告」<sup>7</sup>(財政部、国家税務総局公告[2025]5号)における宅配サービスの定義及び宅配事業者による宅配サービスの提供について、集荷サービスに応じて増値税を納付する取り扱いを踏襲。

## 三、小規模納税者の都度納税における増値税の課税最低ラインを引き上げ

10号公告では、従来適用されていた小規模納税者に対する月次(または四半期ごと)での増値税免税優遇を、法定の課税最低ラインへと切り替えています。具体的には、課税最低ラインを月間売上高10万元(または四半期売上高30万元)としています。また、都度納税を行う小規模納税者に対しては、その課税最低ラインとなる1回(1日)当たりの売上高を1,000元へと引き上げています。さらに、課税取引が1日のうちに複数回発生した場合には、当日の売上高を合算して計算しなければならないと明確化しており、1日ごとの課税最低ラインの基準適用において、取引の細分化による租税回避の防止を図っています。小規模納税者に対するこれらの課税最低ラインの基準は、2026年1月1日から2027年12月31日まで適用されます。このほか10号公告では、差額課税を適用する納税者が「関連する対価を控除した後の税抜残高」に応じて課税最低ラインを適用することを明確化しており、課税基準を統一しています。

## 四、特定の状況で自然人は当月の全課税取引売上高で課税最低ラインを計算

4号公告は関連する徴税管理通達として、自然人に以下6種類の特定の状況が生じた場合、当該月に生じた全課税取引の売上高をもって、月次の課税最低ラインに達するか否かを計算する必要があることを規定しています。これは、自然人に特定の状況が生じた場合、その者がこれらの特定の状況以外の収入を同時に得ているかどうかにかかわらず、当該月の売上総額に基づいて課税最低ラインに達しているか否かを判断する必要があり、**6種類の特定の状況に該当しない収入を除外してはならないことを意味します。**

- 2025年8月8日以降に新規発行された国債、地方政府債、金融債の利息を取得した場合（利息をまとめて受け取っている場合、按分して月間売上高を確定）
- 不動産を賃貸した場合（賃貸料を一括請求している場合、按分して月間売上高を確定）
- インターネット・プラットフォーム事業者がインターネット・プラットフォーム企業からサービス収入を取得し、且つインターネット・プラットフォーム企業が代理申告した場合
- 廃棄製品の販売者である自然人が「反向開票」（買手が売手に発票を発行する行為）を通じて廃棄製品を販売し、資源回収業者が代理申告した場合
- 保険代理サービス、証券仲介人、クレジットカード及び旅行業界代理人などで、企業が代理申告した場合
- 国家税務総局が定めるその他の状況

## 五、免税項目の対象を調整

10号公告では、法定免税項目について従来の政策規定を基本的に踏襲しつつ、一部は長期有効とし、残りは期限付き有効（すなわち2027年末まで適用）としたほか、「**営利を目的とする美容医療機関は増値税免税が適用される医療機関に該当しないことを明確化しています。**」期限付きで維持される政策のうち注目すべき点は、「**公募証券投資ファンド（クローズドエンド型証券投資ファンド、オープン型証券投資ファンド）の管理者がファンドを用いて運用した株式や債券を売買することで得た収入**」が、期限内は免税を享受できるということです。これにより、今後PEファンドは**免税対象外**となることが明確化されました。

## 六、簡易課税による3%、5%またはより低い増値税率の規定を継続

10号公告では、一般納税者が簡易課税方式を適用して3%または5%の税率で増値税を徴収する規定を留保しており、そのうち大部分が期限付きの政策として継続（すなわち2027年末まで適用）されます。詳細は以下のとおりです。

- 「資産運用商品の管理者が、契約型資産運用商品の運用過程で生じた増値税課税行為」については、簡易課税方式を選択適用し、3%の規定税率に基づいて増値税を計算・納付することができる。これにより、今後パートナーシップ型資産運用商品は簡易課税方式の適用対象から除外されることが明確化された。
- 5%の増値税率は、主に一般納税者に対して、営業税から増値税へ移行改革された 2016 年 4 月 30 日以前の旧項目に適用される。一部の特定業務については、3%より低い税率(2%、1.5%、1%)を適用して増値税額を計算する。
- 一般納税者が労働派遣サービスを提供する場合、及び 2026 年以降の新規甲供工事(発注者が施工者へ資材を供給する工事)プロジェクトについては、簡易課税方式の適用を停止する。
- 一般納税者が自社製生物製品の販売について簡易課税方式を選択し、3%の税率を適用できる関連政策について、10 号公告では引き継がれていない。
- このほか 10 号公告では、「2026 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの間、小規模納税者に不動産の販売、賃貸または土地所有権の譲渡を除く増値税課税取引が生じた場合、増値税率を 3%から 1%に変更して課税する」ことを明確化している。したがって、小規模納税者が不動産を販売、賃貸する場合、または土地所有権を譲渡する場合には、「増値税法」に基づき簡易課税方式を適用して 3%の税率で増値税を計算して納付することはできるものの、増値税率を 1%とする優遇規定は適用されない。

## 七、差額課税の適用範囲と方式の調整

10 号公告では、期限付きでの差額計算政策(すなわち 2027 年末まで適用)を明確化しており、これには金融機関の割引・再割引業務、中国証券登記結算有限責任公司(CSDC)の業務、特定範囲のファイナンス・リース及びファイナンス・リースバック業務、簡易課税方式を適用した建築サービス、一般納税者の労働派遣サービス及びセキュリティサービス(「労働派遣経営許可証」を取得した労働派遣会社と「セキュリティサービス許可証」を取得したセキュリティサービス会社に限る)、旅行サービス、簡易課税方式を選択し 2016 年 4 月 30 日までに取得した土地所有権の譲渡、一般納税者が簡易課税方式を選択した旧プロジェクト(訳者注:契約着工日が 2016 年 4 月 30 日以前)の不動産販売、小規模納税者による不動産販売(自社建築を除く)、一般課税方式を適用した不動産開発企業による開発プロジェクト販売、貴金属の下取り業務が含まれます。

12 号公告では、従来の差額課税政策を継承した上で、8 種類の長期有効な差額課税シナリオの売上高計算方法を集中的に明確化しました。これには、金融商品の譲渡、一般納税者の旅客輸送サービス、航空輸送サービス、航空輸送販売代理サービス(国内線/国際線)、海外機関による国内試験代行サービス、ビザ代行サービス、免税貨物の輸入代行サービスが含まれます。

このほか、差額課税方式を適用する各種業務について、10号公告では、税込売上高から関連する対価を控除する際に必要となる発票発行に関する要件を設けており、規定にしたがって発票を発行していない場合には控除が認められないことを明確化しました。

10号公告及び12号公告では、差額課税を適用する項目について「控除可能な対価の範囲」、「合法且つ有効な証憑の要件」をそれぞれ明確化し、地域による執行の差異を回避するとともに、徴税管理上の規制を強化しています。

差額課税方式の主な変更点は以下のとおりです。

- ✓ 人材アウトソーシングサービスの差額課税及び簡易課税の適用を停止。
- ✓ 小規模納税者の労働派遣サービスに対する差額課税の適用を停止。
- ✓ 不動産管理サービスで徴収する水道料金に対する差額課税の適用を停止。
- ✓ 不動産開発企業は、一般課税方式を適用する不動産プロジェクトの販売において、売上高から非貨幣形式の立ち退き補償費用を控除してはならない。また、不動産開発企業が土地を取得して政府部門に土地代金を支払った後、プロジェクト会社を設立してこの土地を開発する場合、プロジェクト会社の存続期間を通じて、その全持分は、土地を取得した不動産開発企業が保有している必要がある。これにより、プロジェクト会社において、不動産開発企業が政府部門に支払った土地代金の控除が認められる。

## まとめ

この増徴税法に関連する通達の核心的な原則は、「継続を基本とし、最適化を補完とする」ものであり、徴税管理の規範化、納税者のコンプライアンスコストの軽減、市場主体の活性化という観点から、深い現実的意義を持っています。納税者にとって、この原則は政策の確実性をより高めるだけでなく、政策執行の一貫性も向上させています。同時に、納税者が政策の恩恵を享受する過程においては、機会と課題が表裏一体となっています。例えば、都度納税の課税最低ラインの引き上げは、臨時的な事業を営み、偶発的に課税が生じる小規模納税者にとって特に有利なものであり、そのコンプライアンスコスト及び税負担が実質的に軽減される一方で、「1日における複数回の取引は合算して課税」の規定により、取引の細分化や租税回避行為を徹底的に排除するよう納税者に求めており、その税務コンプライアンス管理の要件は厳格化されています。

納税者は自社の業界や経営の場面において関連する政策の変化を特に注視するとともに、通達の公布までに発生した取引が増徴税率の調整や税務優遇措置の変更に関わる場合には、最新の規定に基づいて税務処理方法を適時に調整し、税務コンプライアンスに係る違反リスクを防止する必要があります。

特に留意すべき点として、期限付きで維持される優遇政策については 2027 年末が政策調整の重要な節目となります。関連する部門はその時点における経済社会の発展状況、産業発展の方向性、財政収支状況を踏まえて、これらの政策の継続、適用範囲の調整、廃止について再評価する予定です。このため、納税者におかれては関連する政策の継続状況に注視する必要があります。

PwC は増値税に関連する規定の進展を今後も継続的に注視し、PwC のインサイトを皆様に共有することで、増値税の新たな規定に円滑に対応できるよう支援してまいります。

## 注釈

1. 「中華人民共和国増値税法」(リンク先は中国語)  
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100009/c5237365/content.html>
2. 「国家税務総局 一般納税者の登記管理に係る事項に関する公告」(国家税務総局公告[2026]2 号)(リンク先は中国語)  
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5246538/content.html>
3. 「財政部、国家税務総局 具体的な増値税課税対象に係る事項に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2026]9 号)(リンク先は中国語)  
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247431/content.html>
4. 「財政部、国家税務総局 増値税施行後における増値税優遇政策の経過措置事項に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2026]10 号)(リンク先は中国語)  
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247434/content.html>
5. 「国家税務総局 課税最低ラインなど増値税の徴税管理事項に関する公告」(国家税務総局公告[2026]4 号)(リンク先は中国語)  
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5247426/content.html>
6. 「財政部、国家税務総局 増値税の課税取引の売上高の計算基準明確化に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2026]12 号)(リンク先は中国語)  
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247440/content.html>
7. 「宅配サービスなどの増値税政策の明確化に関する公告」(財政部、国家税務総局公告[2025]5 号)(リンク先は中国語)  
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5242261/content.html>

## お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問などがございましたら、下記のPwC中国税務・ビジネスコンサルティングチーム担当者まで随時ご連絡ください。

### 原遵華

PwC 中国税務市場主管パートナー

+86 (21) 2323 3495

jeff.yuan@cn.pwc.com

### 郭鵬

PwC 中国税務市場主管パートナー

+86 (10) 6533 3415

p.guo@cn.pwc.com

### 陳志希

PwC 中国北部税務主管パートナー

+86 (10) 6533 2022

rex.c.chan@cn.pwc.com

### 任穎麟

PwC 中国中部税務主管パートナー

+86 (21) 2323 2518

alan.yam@cn.pwc.com

### 倪智敏

PwC 中国南部税務主管パートナー

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

# 中国税務・ビジネスニュースフラッシュ

本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2026 年 2 月 9 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港特別行政区の PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービスにより作成されたものです。**PwC 中国税務政策サービス**は専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港特別行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思想的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とのノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

## 馬龍

TEL: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

関連する最新のビジネス問題のソリューションは、中国のウェブサイト (<http://www.pwccn.com>) または香港特別行政区のウェブサイト (<http://www.pwchk.com>) にてご覧いただけます。

© 2026 PwC. 普華永道 (PwC 中国) の許可なく配布することを禁じます。普華永道 (PwC 中国) とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)。

各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為または不作為について一切の責任を負いません。

# 增值税法配套文件解读（二）： 征税范围、优惠政策衔接、销售额计算、 小规模纳税人起征点等方面的明确

二零二六年二月

第二期

## 摘要

随着《中华人民共和国增值税法》<sup>1</sup>（以下简称“《增值税法》”）正式施行，增值税税制改革进入全面落地、精细完善的关键阶段。近日，财政部与国家税务总局联合密集出台一大批新增值税法配套文件，从政策层面与征管层面精准聚焦增值税多项核心痛点。既是对《增值税法》原则性规定的细化落地，也是对现行增值税征管实践的延续优化。

本期《中国税务/商务新知》中，普华永道将对其中几个涉及增值税征税范围、优惠政策衔接、销售额计算、小规模纳税人起征点的重点配套文件的核心内容及实践影响展开分析，希望有助于纳税人进一步理解和掌握相关内容。

## 详细内容

### 一、重点配套文件的要点

配套文件	文件摘要
<p>《国家税务总局关于增值税一般纳税人登记管理有关事项的公告》<sup>2</sup>（国家税务总局公告[2026]2号）（以下简称“2号公告”）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 除自然人及符合标准的非企业单位等情形外，增值税纳税人在连续不超过12个月或四个季度的经营期内累计应征增值税销售额大于500万元，应办理一般纳税人登记；</li> <li>✓ 纳税人因自行补充或更正、风控核查、稽查查补等调整的销售额，应按纳税义务发生时间计入对应税款所属期销售额；</li> <li>✓ 明确了一般纳税人生效日期以及完成一般纳税人登记手续的时间要求。</li> </ul>
<p>《财政部、税务总局关于增值税征税具体范围有关事项的公告》<sup>3</sup>（财政部、税务总局公告[2026]9号）（以下简称“9号公告”）</p>	<p>明确增值税征税具体范围：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 适用9%增值税税率货物范围；</li> <li>✓ 销售服务、无形资产、不动产注释。</li> </ul>
<p>《财政部、税务总局关于增值税法施行后增值税优惠政策衔接事项的公告》<sup>4</sup>（财政部、税务总局公告[2026]10号）（以下简称“10号公告”）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 明确增值税优惠政策过渡衔接，包括：小规模纳税人增值税起征点；免征增值税项目；适用简易计税方法按3%、5%或更低规定征收率计税的项目；差额计税的适用范围；增值税即征即退政策；优惠项目的延续情况等；</li> <li>✓ 长期以来，增值税相关政策文件相对分散，10号公告对《增值税法》施行前的税收优惠做了系统性整理与调整，并按照“长期有效、限期保留（执行期间为2026年1月1日至2027年12月31日）、直接取消”三类进行分类归并；</li> <li>✓ 10号公告采取正列举方式，明确了仍现行有效的增值税优惠政策范围，在2025年12月31日前制发文件规定而未涵盖在列举范围内的国内环节增值税优惠政策将不再有效。</li> </ul>
<p>《国家税务总局关于起征点标准等增值税征管事项的公告》<sup>5</sup>（国家税务总局公告[2026]4号）（以下简称“4号公告”）</p>	<p>配套征管类文件，明确小规模纳税人增值税起征点有关征管事项。</p>
<p>《财政部、税务总局关于明确增值税应税交易销售额计算口径的公告》<sup>6</sup>（财政部、税务总局公告[2026]12号）（以下简称“12号公告”）</p>	<p>明确特定应税交易按差额计算销售额的政策口径。</p>

## 二、增值税征税具体范围

9号公告的两份附件作为《增值税法》施行后征税范围的明确依据，整体以“延续+规范”为主。

附件一《适用9%增值税税率货物范围注释》针对二十大类货物范围提供了注释，在细节表述方面予以优化完善的同时，也就包含农产品、食用植物油、饲料、农机等在内的多项适用9%税率的货物范围进行了局部调整和明确。

附件二《销售服务、无形资产、不动产注释》的主要变化如下：

- 整合“加工修理修配服务”、“现代服务”与“生活服务”，统一归并为“生产生活服务”；
- “电信服务”内容有所调整，“手机流量服务、短信和彩信服务、互联网宽带接入服务”纳入“基础电信服务”；
- 修改“货物运输代理服务”的定义，突出强调了“代办”的概念；
- 扩充“销售无形资产”定义，将作为兜底性条款的“其他权益性无形资产”调整为“其他无形资产”，并针对“其他无形资产”涵盖的范围增加“其他不具实物形态，但能带来经济利益的资产”的表述，拓宽适用范畴（如数字资产等）；
- 延续了《关于明确快递服务等增值税政策的公告》<sup>7</sup>（财政部、税务总局公告[2025]5号）中针对快递服务的定义以及快递企业提供快递服务按照收派服务缴纳增值税的处理。

### 三、小规模纳税人按次纳税的增值税起征点提高

10号公告将原施行的小规模纳税人按月（或按季）的增值税免税优惠转为法定的计税起征点标准，即起征点为月销售额10万元（或季度销售额30万元）。针对按次纳税的小规模纳税人，其起征点提高至每次（日）销售额1,000元。同时明确一日内发生多次应税交易的，需合并计算当日销售额总额，按日适用起征点标准，堵住拆分交易避税漏洞。以上小规模纳税人起征点标准自2026年1月1日至2027年12月31日施行。此外，10号公告明确差额计税纳税人按“扣除相关价款后的不含税余额”适用起征点，统一计税口径。

### 四、特定情形下，自然人应以当月全部应税交易销售额计算起征点

4号公告作为相关配套征管文件，进一步规定当自然人发生以下六类特定情形时，应当以当月发生全部应税交易的销售额计算是否达到按月计税的起征点标准。这意味着当自然人发生六类特定情形的，无论其是否同时取得了六类情形以外的收入，均应按其当月所有销售额来判断是否达到起征点标准，不得将六类情形外的收入剔除。

- 2025年8月8日起（含当日）新发行国债、地方政府债券、金融债券的利息（一次性收取利息的分摊确定月销售额）；
- 不动产出租（一次性收取租金的分摊确定月销售额）；
- 互联网平台从业人员自互联网平台企业取得的服务收入，并由互联网平台企业代办申报的；
- 自然人报废产品出售者通过“反向开票”销售报废产品，并由资源回收企业代办申报的；
- 保险代理服务、证券经纪人、信用卡和旅游行业代理人等，并由相关企业代办申报的；
- 国家税务总局规定的其他情形。

## 五、免税项目范围调整

10号公告针对法定免税项目基本沿用原政策规定，部分长期有效，部分限期有效（即执行到2027年底）。明确“营利性美容医疗机构”不属于适用增值税免税的医疗机构。在实施限期保留的政策中，值得关注的是“公募证券投资基金（封闭式证券投资基金、开放式证券投资基金）管理人运用基金买卖股票、债券取得的收入”可在限期内享受免税，由此明确将**私募基金排除在免税范围之外**。

## 六、延续简易计税按3%、5%或更低规定征收率的规定

10号公告保留了一般纳税人适用简易计税方法按3%或5%征收率计征增值税的规定，其中大部分为限期保留政策（即执行到2027年底）。其中：

- “资管产品管理人运营契约制资管产品过程中发生的增值税应税行为”可选择适用简易计税方法，按照3%的规定征收率计算缴纳增值税。由此明确将**合伙制资管产品排除在外**；
- 5%的征收率主要适用一般纳税人2016年4月30日营改增之前的老项目。小部分特定业务可依照3%征收率减按更低的征收率（2%、1.5%、1%）计算增值税；
- 对于一般纳税人提供劳务派遣服务、2026年开始的新甲供工程项目，简易计税方法停止执行；
- 针对一般纳税人销售自产生物制品可选择按照简易办法适用3%征收率的相关政策也未在10号公告中得以延续；
- 此外，10号公告明确：“自2026年1月1日至2027年12月31日，小规模纳税人发生除销售、出租不动产或者转让土地使用权之外的增值税应税交易，依照3%征收率减按1%征收率征收增值税”。因此，小规模纳税人销售、出租不动产或转让土地使用权虽然根据《增值税法》可以适用简易计税方法按3%计算缴纳增值税，但**并不适用**减按1%征收率的优惠规定。

## 七、差额计税适用范围与方式的调整

10号公告明确了限期差额计算政策（即执行到2027年底），包括金融机构贴现、转贴现业务；中登公司相关业务；特定范围的融资租赁和融资性售后回租业务；适用简易计税方法的建筑服务；一般纳税人的劳务派遣服务和安保服务（限取得《劳务派遣经营许可证》的劳务派遣公司和取得《保安服务许可证》的保安服务公司）；旅游服务；选择简易计税的2016年4月30日前取得的土地使用权转让；一般纳税人选择简易计税的老项目不动产销售；小规模纳税人销售不动产（不含自建）；适用一般计税方法的房地产开发企业销售开发项目；金银首饰以旧换新业务。

12 号公告在延续原有差额计税政策的基础上，集中明确八类长期有效的差额计税场景的销售额计算方法，包括：转让金融商品、一般纳税人客运场站服务、航空运输服务、航空运输销售代理服务（境内/境外航段）、境外单位境内考试代理、签证代理、代理进口免税货物。

此外，针对采用差额计税方式各类业务，10 号公告对从含税销售额中扣除相关价款明确了对应的开票要求，未按规定开具发票的，不得扣除。

10 号公告和 12 号公告就差额计税适用项目逐一明确“可扣除价款范围”、“合法有效凭证要求”，避免各地执行差异，并强化征管约束。

差额计税办法的主要变化包括：

- ✓ 人力资源外包服务差额计税和简易计税停止执行；
- ✓ 小规模纳税人的劳务派遣服务差额计税停止执行；
- ✓ 物业管理服务收取的自来水费差额计税停止执行；
- ✓ 房地产开发企业销售其开发的适用一般计税方法计税的房地产项目时，不得从销售额中扣除非货币形式的拆迁补偿费用。此外，房地产开发企业受让土地向政府部门支付土地价款后，设立项目公司对该受让土地进行开发的，项目公司存续期间的全部股权必须由受让土地的房地产开发企业持有，才能由项目公司扣除房地产开发企业向政府部门支付的土地价款。

## 注意要点

该批增值税配套文件的核心原则为“延续为主、优化为辅”，对规范税收征管、降低纳税人合规成本、激发市场主体活力具有深远的现实意义。对纳税人而言，这一原则不仅进一步提升了政策确定性，也使得政策执行更具连贯性，与此同时，纳税人在享受政策红利的过程中，机遇与挑战也相伴相生。例如：按次纳税起征点的提高，对临时经营、偶发应税的小规模纳税人尤为友好，切实降低了其合规成本和税收负担；但需注意的是，“一日多次交易合并计税”的相关规定，要求纳税人必须杜绝拆分交易、规避缴税的行为，相应地，其税收合规管理要求也略有提升。

此外，纳税人应重点关注与自身行业、经营场景相关的政策变化，针对配套文件发布前已发生的业务，若涉及税率调整或税收优惠事项变化，应按最新规定及时调整税务处理方式，防范税务不合规风险。

另外需要注意的是，对于限期保留的优惠政策，2027 年底将成为政策调整的关键节点。届时，相关部门将结合经济社会发展情况、产业发展导向和财政收支状况，对这些政策进行重新评估，确定其是否继续保留、调整适用范围或取消，纳税人应密切关注相关政策的延续情况。

普华永道将持续关注增值税相关法规进展，与您分享我们的观察，助您从容应对增值税新规。

## 注释

1. 《中华人民共和国增值税法》  
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100009/c5237365/content.html>
2. 《国家税务总局关于增值税一般纳税人登记管理有关事项的公告》（国家税务总局公告[2026]2号）  
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5246538/content.html>
3. 《财政部、税务总局关于增值税征税具体范围有关事项的公告》（财政部、税务总局公告[2026]9号）  
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247431/content.html>
4. 《财政部、税务总局关于增值税法施行后增值税优惠政策衔接事项的公告》（财政部、税务总局公告[2026]10号）  
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247434/content.html>
5. 《国家税务总局关于起征点标准等增值税征管事项的公告》（国家税务总局公告[2026]4号）  
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5247426/content.html>
6. 《财政部、税务总局关于明确增值税应税交易销售额计算口径的公告》（财政部、税务总局公告[2026]12号）  
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247440/content.html>
7. 《关于明确快递服务等增值税政策的公告》（财政部、税务总局公告[2025]5号）  
<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5242261/content.html>

## 联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系普华永道中国税务及商务咨询团队：

### 原遵华

普华永道中国税务主管合伙人

+86 (21) 2323 3495

jeff.yuan@cn.pwc.com

### 郭鹏

普华永道中国税务市场主管合伙人

+86 (10) 6533 3415

p.guo@cn.pwc.com

### 陈志希

普华永道中国内地北部税务主管合伙人

+86 (10) 6533 2022

rex.c.chan@cn.pwc.com

### 任颖麟

普华永道中国内地中部税务主管合伙人

+86 (21) 2323 2518

alan.yam@cn.pwc.com

### 倪智敏

普华永道中国南部税务主管合伙人

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

# 新知

## 中国税务/商务专业服务

文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2026 年 2 月 9 日编制而成的。这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

**马龙**

电话: +86 (10) 6533 3103

long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

© 2026 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure)。

每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。